

関係自治体による取組施策実施内容の報告

目 次

| | |
|------|----|
| 半田市 | 2 |
| 常滑市 | 3 |
| 知多市 | 4 |
| 阿久比町 | 5 |
| 南知多町 | 6 |
| 美浜町 | 7 |
| 武豊町 | 10 |

○市町村による取組施策実施内容＜半田市＞

■防災講座



地域住民を対象とした防災講話の様子

令和7年12月末時点で、住民や小中学生を対象とした防災講話を21件実施しました。

また、半田市水災害ハザードマップの紹介や防災備蓄について関心を高める啓発活動を行いました。

■避難訓練



総合防災訓練での避難所受付の様子

- ・実施場所：瀧上工業雁宿ホール
- ・実施日：令和7年11月30日
- ・参加者：住民等

総合防災訓練では、会場周辺住民を対象とした避難訓練を実施しました。

外国籍市民向けの防災講座を同会場内で行ったことで、多くの外国籍市民が訓練に参加しました。

○市町村による取組施策実施内容<常滑市>

■消防団員(水防団員)増加の取り組み

- ・市が主催するイベントへの参加、消防団フェスタの開催等、加入促進活動を年間通して行っています。
- ・消防団の入団説明会を行っています。
- ・市内の協力事業所に消防団員募集のポスターの貼り付けをお願いしています。
- ・消防団員による直接勧誘(声掛け)を行っています。
- ・消防団員確保のための文書を区長等へ送付しました。

■土のう作成訓練・土のう設置



土のう作成の様子

- ・実施場所:常滑消防本部
- ・参加者:消防、市



土のう積工法の実施

作成した土のうは有事の際に活用できるように保管した。

○市町村による取組施策実施内容<知多市>

日付:令和6年11月10日(日)

場所:旭東小学校

概要:知多市総合防災訓練内の訓練項目の
1つとして土嚢作成を実施した

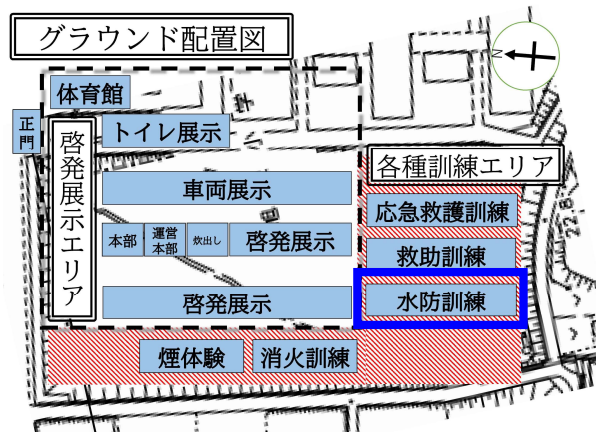
人数:400人(市職員等含む)



知多市総合
防災訓練
参加自由

問い合わせ
→市役所
防災危機管理課
Tel.0562-36-2638

| | | | |
|-------|---------------|------|----------------------------------|
| 日時 | 令和6年11月10日 | みどころ | |
| | 地震発生 8:20~ | | 警察、消防、自衛隊の特殊車両が集合！写真OKです！ |
| | 避難所設営訓練 9:25~ | | 体育館で避難所設営資機材の組立訓練ができます！ |
| | 啓発展示 9:30~ | | 啓発コーナースタンプラリーでスタンプを集めて粗品と交換できます！ |
| 場所 | 旭東小学校 | | |
| 住所 | 知多市大興寺字広目10 | | |
| 一般駐車場 | 東小山グラウンド | | |
| | ※旭東小まで徒歩500m | | |



防災訓練のチラシ

○市町村による取組施策実施内容＜阿久比町＞

■新規採用職員を対象とした水防訓練



- ・実施場所：阿久比町防災倉庫前
- ・実施日：令和7年5月26日・27日
- ・参加者：令和7年度新規採用職員

今年度新規に採用した職員を対象に、水防工法の基本である土のう作成及び土のう積みの訓練を実施することで、町職員としての風水害への備えと心構えを養いました。

訓練指導として半田消防署阿久比支署の署員に協力してもらい、正しい土のうの作成方法と災害時を想定した土のうの積み方を学びました。

また、あわせて町の防災倉庫にある備蓄品の確認も行いました。

■各地区自主防災会出前講座



- ①令和7年 7月27日 横松地区
- ②令和7年 9月 7日 草木地区
- ③令和7年10月 5日 宮津団地地区
- ④令和7年12月 7日 メイツ巽ヶ丘地区

「いのちを守る」防災出前講座と題し、希望する自主防災会に町の防災担当職員が伺い、町防災マップの紹介、自主防災会の役割などについて説明しました。

今年度は7地区からの要望があり、各地区特有のハザードや地区での心配な箇所、避難所の開設・運営などについて情報交換を行いました。

来年度も引き続き複数地区での開催を目指し、地区の防災意識向上、顔の見える関係づくりを図っていきます。

○市町村による取組施策実施内容＜南知多町＞

■樋門操作定期訓練

●実施樋門等数 樋門 20基
陸閘 80基
角落し 7基

●実施回数 各樋門 年6回(2カ月に1回)

●参加者 町職員、消防団員

町職員及び消防団員で各地区にある樋門・陸閘等の操作訓練を定期的に行っています。



○市町村による取組施策実施内容<美浜町①>

■ 医療機関への給水支援検証訓練

- 【経緯】
透析を専門とする医療機関との災害時における協定を締結したものの、災害時に想定される断水対応についての検証が未策定であったため、応急対応として愛知県企業庁が管理する県水による給水支援を検証した。
- 【訓練想定】
大規模災害(風水害、地震等)により、美浜町上水道が断水
- 【訓練内容】
 - ① 医療機関による要請要領の確認
 - ② 県水栓と医療機関準備品(ホース)との整合確認
 - ③ 県水栓から医療機関貯水タンクまでの導線確認



○市町村による取組施策実施内容<美浜町②>

■ 災害対策本部図上演習(風水害)12/20

• 【趣旨】

災害対策本部図上演習を活用し、美浜町建設業者防災安全協会との協定締結及び建設課長指示の有効性を確認する。

• 【訓練想定】

超大型台風通過に伴う、町内被害状況の情報収集と緊急輸送道路(町内輸送道路を含む。)の道路啓開に関する町長報告を実施

• 【訓練項目】

- ① 災害対策本部構築
- ② 建設業者に対する巡察指示と情報収集
- ③ 被害状況の記録と県への報告
- ④ 緊急輸送道路の道路啓開優先順位及び代替輸送路の策定と町長報告



①災害対策本部構築



③被害状況の記録



③県システムへの入力



②建設業者による町内巡察



④緊急輸送道路啓開と代替手段に関する町長報告

○市町村による取組施策実施内容<美浜町③>

■ 地域住民との連携

- 【避難所運営訓練】
自主防災会、役場職員、学校教職員の三者による避難所運営訓練を実施、町内6カ所で訓練を行い避難所運営の確立を図った。(参加者:279名)
- 【合同防災訓練】
河和南部地区との合同防災訓練を行い、大規模災害発生時に伴う、連携要領(安否確認、通信、給水)について能力の習熟を図った。(参加者:320名)
- 【出前講座による防災啓発活動】
災害リスク(洪水、土砂、高潮、地震)などを再確認し、自助、共助に対する再認識と、備蓄及び避難のタイミングなどの啓発を行った。(聴講者:26団体、1295人)
- 【小学生総合学習支援】
美浜町立河和小学校5年生(78名)による災害対策本部見学を実施。



○市町村による取組施策実施内容<武豊町>

■武豊町防災テレメータサービスの活用

気象
令和6年01月11日17:40 時点
武豊町防災気象センサー
60分雨量 0.0 mm/時間
追加雨量 0.0 mm
風向 北西
風速 1.8 m/s

河川 水位表示について
令和6年01月11日17:53 時点

- ①堀川水位観測所
現在水位 182 cm
堤防高 402 cm
- ②浅水川水位観測所
現在水位 178 cm
堤防高 393 cm
- ③堀川水位観測所
現在水位 144 cm
堤防高 428 cm
- ④新川水位観測所
現在水位 265 cm
堤防高 500 cm
- ⑤たの池 水位表示について
令和6年01月11日17:53 時点
- ⑥土新池水位観測所
現在水位 -96 cm
- ⑦山崎池水位観測所
現在水位 -61 cm
- ⑧アザリ池水位観測所
現在水位 -22 cm
- ⑨大倉山新池水位観測所
現在水位 -44 cm
- ⑩別巻池水位観測所
現在水位 -60 cm
- ⑪豆池水位観測所
現在水位 -98 cm
- ⑫高代池水位観測所
現在水位 -121 cm
- ⑬久原中池水位観測所
現在水位 -172 cm

*軽測値が“(アスタリスク)”で表示されている項目は、観測値が欠測

災害に関する情報
※新しくウィンドウが開きます
防災マップ(武豊町)
避難所リスト(武豊町)

河川監視カメラ
令和6年01月11日17:51 時点
石川 浅水川
堀川 新川

広域情報
※新しくウィンドウが開きます
X1ドットMPレーダ雨量情報(国土交通省)
気象警報・注意報(気象庁)
台風情報(気象庁)
降水予報(気象庁)
高層気流降水ナウキャスト(気象庁)
地震情報(気象庁)
津波情報(気象庁)

Ⅰ [はん濫注意水位超過] : 堀川水系堀川 (堀川観測所)

| | |
|------|------------------|
| 送信状況 | 完了 |
| 配信タグ | 本番 |
| 配信日時 | 2023/06/02 11:11 |
| 対象人数 | 494人 |

配信対象

| | |
|----|--------------|
| 対象 | 武豊町に所属する人に配信 |
|----|--------------|

本文情報

| | |
|--------|---|
| 件名 | [はん濫注意水位超過] : 堀川水系堀川 (堀川観測所) |
| 本文 | 2日11:10現在、堀川水系堀川 (堀川観測所)での水位が [はん濫注意水位] を超えました。 現在水位: 2.89m 観測場所: 堀川水系堀川 堀川観測所 水位状況: はん濫注意水位超過 |
| 署名 | |
| 添付ファイル | |

■住民通報による被害状況の把握



■武豊町防災テレメータサービスの活用

ため池8カ所、河川4カ所、気象観測1カ所、アンダーパス2カ所に設置されたカメラ画像や観測情報を収集し、これらのデータをクラウドを介してWeb上で公開しています。このサービス提供により、地域住民や職員がリアルタイムで重要な情報を得ることができ、防災力の強化につながると考えています。またすぐ参集メールに配信される氾濫注意水位情報を確認し、担当課と連携しながら水門を開門する等、適切に状況に対処できるようにしています。

■住民通報による被害状況の把握

住民等から浸水が心配との連絡を受け、当該建物へ土嚢を設置に行く等、状況を把握し適切に対応することができました。

今後のスケジュールについて

今後のスケジュールについて

今回開催

【令和8年5月20日】第13回知多半島圏域水防災協議会

- 内容（予定）
- ・出水期前の体制確認について
 - ・取組方針（R4～R8）のフォローアップについて

令和8年度水防災協議会（4圏域合同）連絡調整会議
・令和8年11月頃

取組方針（R4～R8）のフォローアップ調査

取組方針（R9～R13）に関する意見照会

【令和9年3月頃予定】第13回知多半島圏域水防災協議会幹事会

- 内容（予定）
- ・取組方針（R4～R8）の総括
 - ・取組方針（R9～R13）（案）の提示

【令和9年5月頃予定】第14回知多半島圏域水防災協議会

- 内容（予定）
- ・取組方針（R9～R13）（案）の承認

知多半島圏域水防災協議会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、知多半島圏域水防災協議会（以下「協議会」という。）という。なお、協議会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づき都道府県大規模氾濫減災協議会とする。

(目的)

第2条 全国的に現状の河川の能力を超える大規模な水害が頻発していることから、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組が進められている。なかでも県などが管理する中小河川においては、国の管理河川ほど整備水準が高くないことや、集中豪雨等により急速に水位上昇する場合があるなど、大河川とは異なる特性への対応が求められている。

本協議会は、知多半島圏域における愛知県管理河川において、河川整備を着実に進めるとともに、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指し、愛知県、圏域内市町、水防管理団体、名古屋地方气象台等が、減災への目標を共有し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の対象河川)

第3条 協議会の対象河川は、別表－1のとおりとする。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会において協議する事項は、次のとおりとする。

- 1) 洪水などの水害リスク情報と現状の減災に係る取組状況等の共有
- 2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動を実現するために各構成員が取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成
- 3) 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

(協議会の構成)

第5条 協議会は、別表－2の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は会長が行う。
- 3 協議会は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表－2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を求めることができる。
- 4 会長は、会長代行を指名することができる。

(幹事会の構成)

- 第6条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会の構成は、別表－3の職にある者をもって構成する。
 - 3 幹事会の運営、進行及び招集は幹事長が行う。
 - 4 幹事会は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表－3の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（分科会の設置）

- 第7条 「協議会の実施事項」の内、特定の協議会会員で検討する事項が生じた場合は、分科会を設置することができる。
- 2 分科会は、検討事項に応じて関係する幹事で構成する。
 - 3 分科会は、幹事長が指名する者が主宰する。

（会議の公開）

- 第8条 協議会は、原則として公開とする。ただし、内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会及び分科会は、原則非公開とする。

（協議会資料等の公表）

- 第9条 会議資料等については、原則として事務局より公表する。ただし、個人のプライバシーに関わる場合などは、その一部又は全部を非公表とする。

（事務局）

- 第10条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、愛知県建設局河川課、知多建設事務所河川港湾整備課が務める。

（雑則）

- 第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

- 本規約は、平成29年 2月15日から実施する。
本規約は、平成29年 5月29日から実施する。
本規約は、平成29年11月 7日から実施する。
本規約は、令和元年 5月28日から実施する。
本規約は、令和3年 1月28日から実施する。
本規約は、令和3年 5月12日から実施する。
本規約は、令和4年 5月16日から実施する。
本規約は、令和6年 5月29日から実施する。
本規約は、令和7年 5月28日から実施する。

別表一 1 協議会の対象河川

| 水系名 | 河川名 | | 水系名 | 河川名 | |
|---------|------|---|--------|-------|--|
| (二)稗田川 | 稗田川 | | (二)大川 | 大川 | |
| (二)阿久比川 | 阿久比川 | ○ | (二)五宝川 | 五宝川 | |
| | 矢勝川 | | (二)山海川 | 山海川 | |
| | 前田川 | | (二)内海川 | 内海川 | |
| | 福山川 | | (二)山王川 | 山王川 | |
| | 草木川 | | (二)稲早川 | 稲早川 | |
| (二)十ヶ川 | 十ヶ川 | | | 鶉の池川 | |
| | 英比川 | | (二)矢田川 | 矢田川 | |
| (二)神戸川 | 神戸川 | | | 前山川 | |
| (二)石川 | 石川 | | (二)日長川 | 日長川 | |
| (二)堀川 | 堀川 | | | 鍛冶屋川 | |
| (二)新川 | 新川 | | (二)信濃川 | 信濃川 | |
| (二)布土川 | 布土川 | | | 横須賀新川 | |
| (二)新江川 | 新江川 | | | | |

対象河川数：27河川

凡例 ○：水位周知河川

別表—2 知多半島圏域水防災協議会 会員

| | 構成機関・役職 |
|--------|-------------------------------|
| 会長 | 愛知県建設局 局長 |
| 副会長 | 愛知県防災安全局 局長 |
| 会員 | 半田市 市長 |
| 会員 | 常滑市 市長 |
| 会員 | 知多市 市長 |
| 会員 | 阿久比町 町長 |
| 会員 | 南知多町 町長 |
| 会員 | 美浜町 町長 |
| 会員 | 武豊町 町長 |
| 会員 | 愛知県 建設局 治水防災対策監 |
| 会員 | 愛知県 知多建設事務所 所長 |
| 会員 | 気象庁 名古屋地方气象台 台長 |
| オブザーバー | 国土交通省 中部地方整備局 河川部 地域河川課 課長 |

別表—3 知多半島圏域水防災協議会幹事

| | | 構成機関・役職 | |
|--------|---------------------------------|------------|--------|
| 幹事長 | 愛知県 建設局 河川課長 ※ (担当課長) | | |
| 副幹事長 | 愛知県 防災安全局 防災部 災害対策課長 | | |
| | | (防災担当) | (治水担当) |
| 幹事 | 半田市 | 総務部防災監 | 建設部長 |
| 幹事 | 常滑市 | 総務部防災危機管理監 | 建設部長 |
| 幹事 | 知多市 | 総務部長 | 都市整備部長 |
| 幹事 | 阿久比町 | 総務部長 | 建設経済部長 |
| 幹事 | 南知多町 | 総務部長 | 建設経済部長 |
| 幹事 | 美浜町 | 総務部長 | 産業建設部長 |
| 幹事 | 武豊町 | 総務部長 | 建設部長 |
| 幹事 | 愛知県 知多建設事務所 河川港湾整備課長 | | |
| 幹事 | 愛知県 知多県民事務所 県民防災安全課長 | | |
| 幹事 | 名古屋地方气象台 防災管理官 | | |
| オブザーバー | 国土交通省 中部地方整備局 河川部 地域河川課 課長補佐 | | |

※幹事長が不在の場合は（ ）の者が幹事会の運営、進行を行う。